

## 第三次登米市総合計画の策定方針について

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) これまでの総合計画等

##### ① 登米市建設計画

平成16年6月に、当時の登米地域合併協議会において、本市の未来を描くグランドデザインとなる登米市建設計画（以下「建設計画」という。）を策定し、策定により発行が認められる「旧合併特例法第11条の2第1項の規定により起こすことができる地方債（以下、「合併特例債」という。）」を有効に活用しながら、まちづくりを推進してきました。

平成26年の変更手続きを経て、現行の計画期間は、平成17年度から令和7年度までとなっていますが、合併特例債の発行期限を令和12年度まで延長する法改正\*がなされたことを踏まえ、令和5年度に、計画期間の延長（令和12年度まで）を主とする変更を行います。

※ 東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

##### ② 第二次登米市総合計画

平成27年9月に策定した第二次登米市総合計画（平成28年度～令和7年度、以下「第二次総合計画」）は「協働による登米市の持続的な発展」を基本理念とし、目指すべきまちの将来像である「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現に向けてまちづくりを進めているところです。

##### ③ 第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市では、特に人口減少を本市の最重要課題と捉え、長期的かつ総合的な視点から有効な施策を実施するため、第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年度～令和7年度）（以下「第二次総合戦略」）を令和3年9月に策定し、第二次総合計画と一体的に取り組んでいます。

#### (2) これからの総合計画策定の意義

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化が一層進行するとともに、生活を一変させた新型コロナウイルス感染症による地域経済の低迷など、数多くの課題への対応が必要となっています。

本市では、国連サミットで採択された国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成や、脱炭素社会を構築するため「ゼロカーボンシティ」を宣言し、カーボンニュートラルの2050年実現に向けた、新たな施策への取組も始めました。

近年における社会の変化は、特に目まぐるしく、市民ニーズの多様化・高度化が一層進展しており、市民の皆様と行政による協働のまちづくりの重要性が増しています。

本市では、平成23年8月の地方自治法改正により、同法第2条第4項の規定に基づく市町村の基本構想策定義務の廃止後であっても、第二次総合計画において、基本構想を市の行政運営の長期的なビジョンとして、基本計画とともに設定してきたところです。

こうしたことを踏まえ、今後においても、引き続き基本構想と基本計画を一体的に示し、戦略的に推進していくことが、本市まちづくりの推進には必要不可欠であると考えられることから、令和8年度以降、新たな中長期的な展望のもと目指すべき市の将来像を描き、その実現に向けた目標を明確にするとともに、令和8年度からの10年間に市が取り組むべき重要政策をまとめた「第三次登米市総合計画」を策定します。

## 2 計画策定の基本的な考え方

計画策定の基本的な考え方については、次のとおりです。

### (1) まちづくりの方向性を示す最上位計画

総合計画は、本市が目指す未来の姿と目標を明らかにし、まちづくりの方向性を示す最上位計画と位置付けます。

このため、各種個別計画の策定に当たっては、その方向性や施策について、総合計画と整合性を図りながら、策定することとします。

### (2) 市民の皆様に関わりやすく、まちづくりの方向性が明確な計画

計画の構成や表現を工夫し、市民の皆様に関わりやすく、わかりやすい内容にするとともに、市民の皆様の視点に立った計画づくりを行います。

### (3) 社会背景を踏まえた今後のまちづくりが共有できる計画

変化の激しい現代社会において、時代の要請（脱炭素、DX等）を把握し、市民ニーズに的確に応えうる計画とします。

### (4) SDGsの推進に向けた計画

世界的に2030年（令和12年）までの達成を目指しているSDGsを推進するため、カーボンニュートラルをはじめとする17の目標と市の取組を結び付け、SDGsの推進に向けた計画とします。

### (5) 明確な進行管理が行える計画

指標等により各施策の成果を明確化し、基本計画等に設定した項目の成果や効果を的確に検証できるよう、行政評価制度を活用し、PDCAサイクルによる進行管理が行える計画とします。

### (6) 効率的で実効性の高い計画

厳しい財政状況の中にあっても、目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、施策の選択と集中を行い、効率的で実効性の高い計画とします。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の名称

計画の名称は、「第三次登米市総合計画」とします。

#### (2) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

なお、基本計画に盛り込まれた施策の実施に当たっては、それぞれ個別の計画等により、その具体化を図ります。

##### ① 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や、目指すべき将来像や将来の基本目標、まちづくりの基本方向などを示し、長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めます。

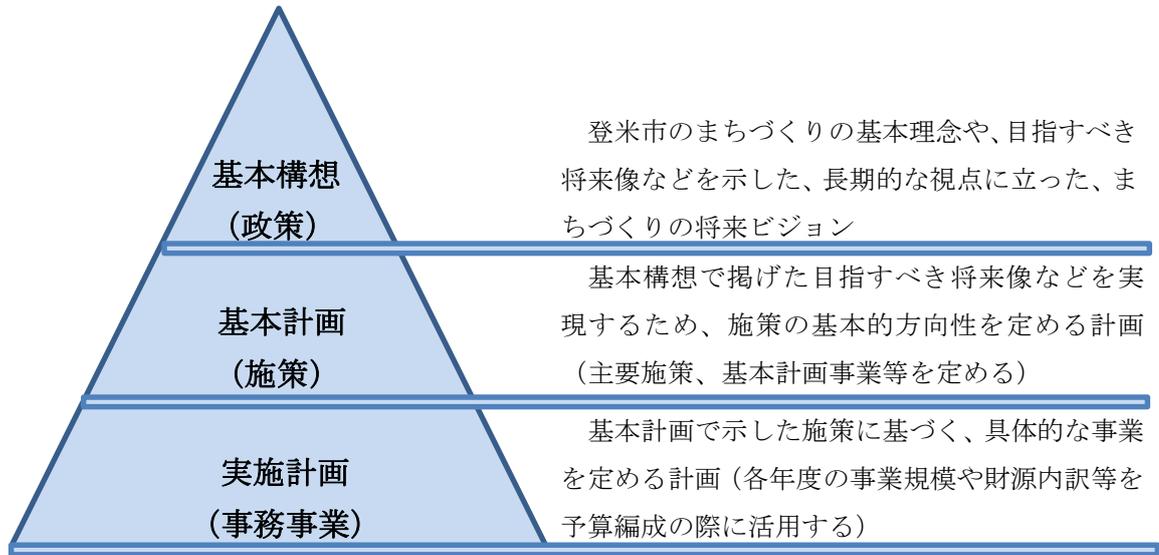
##### ② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた目指すべき将来像や将来の基本目標を実現するための施策体系を示すもので、各施策の分野ごとに市の現状と課題を踏まえた、今後の方向や主要施策等を定めます。

##### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、財政の裏付けをもって計画的に進めていく事務事業の集まりであり、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる事業計画を示すものです。基本構想や基本計画に示した将来ビジョンや施策は、行財政状況を勘案しながら、実施計画で事業として具体化されることとなります。

## 【総合計画の構成】



### （３）計画の期間

総合計画の期間は、現行の総合計画との整合性や継続性を踏まえ、それぞれ以下のように現行計画を基本とします。

- ① 基本構想は、令和 17 年度（2035 年度）を目標年次とします。
- ② 基本計画は、基本構想の終期とあわせて、令和 8 年度を初年度とし、令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とします。  
ただし、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、策定後 5 年を目途に必要な応じて見直しを行うことができるものとします。
- ③ 実施計画は、第一次を令和 8 年度から令和 10 年までの 3 年間の計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して、所要の補正を加えて見直すローリング方式により、毎年度 3 年間の実施計画を策定します。  
行政評価と連動した実施計画とすることで、PDCA サイクルが見えやすく、評価結果の予算編成への反映など、効率的で効果的な事業の推進を図ります。

【総合計画の期間】

	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度	R 13 年度	R 14 年度	R 15 年度	R 16 年度	R 17 年度
基本 構想	計画期間 10 年間 R8. 4. 1～R18. 3. 31									
基本 計画	計画期間 10 年間 R8. 4. 1～R18. 3. 31									
	計画見直しは、策定後 5 年を目途									
実施 計画	計画期間 3 年間			3 カ年を計画期間として毎年度策定						

#### 4 総合計画の策定体制等

総合計画は、市の行財政運営の根幹をなす重要な計画であることから、総合計画の策定に当たっては、計画策定について審議する庁内組織の立ち上げや登米市総合計画審議会に諮問するとともに、登米市まちづくり基本条例による市民がまちづくりに参画する機会の充実に努めながら策定します。

##### (1) 庁内推進体制

庁内の推進体制としては、登米市総合計画策定委員会等を設置し、全庁体制で総合計画の策定に必要な事項の調査、検討などを行います。

- ① 登米市総合計画策定委員会  
副市長ほか部長等で構成。
- ② 登米市総合計画策定連絡調整会議  
まちづくり推進部次長ほか関係課長等で構成。
- ③ 登米市総合計画策定ワーキンググループ  
関係部署の課長補佐以下の職員で構成。

##### (2) 市民参画体制

市民とまちづくりに関わる目標を共有し、協働する総合計画の策定を進めるため、幅広く市民参画の機会の確保や市民からの意見把握に努めるとともに、多様な手法を活用し、市民への情報提供を行います。

① 意見交換会等

市民ニーズを的確に把握し、計画に反映させるため、市民満足度調査や各分野の団体との意見交換会を実施します。

② 広聴活動

市民の幅広い参画と様々な角度から意見等の反映を図るため、パブリックコメントを実施します。

③ 情報公開等

市民との情報を共有するため、市の広報紙、ホームページを活用し、計画策定過程や素案等の情報を提供するとともに、市民フォーラム、小中学生絵画募集等を実施し、市民参画の機会の確保に努めます。

**(3) 登米市総合計画審議会への諮問**

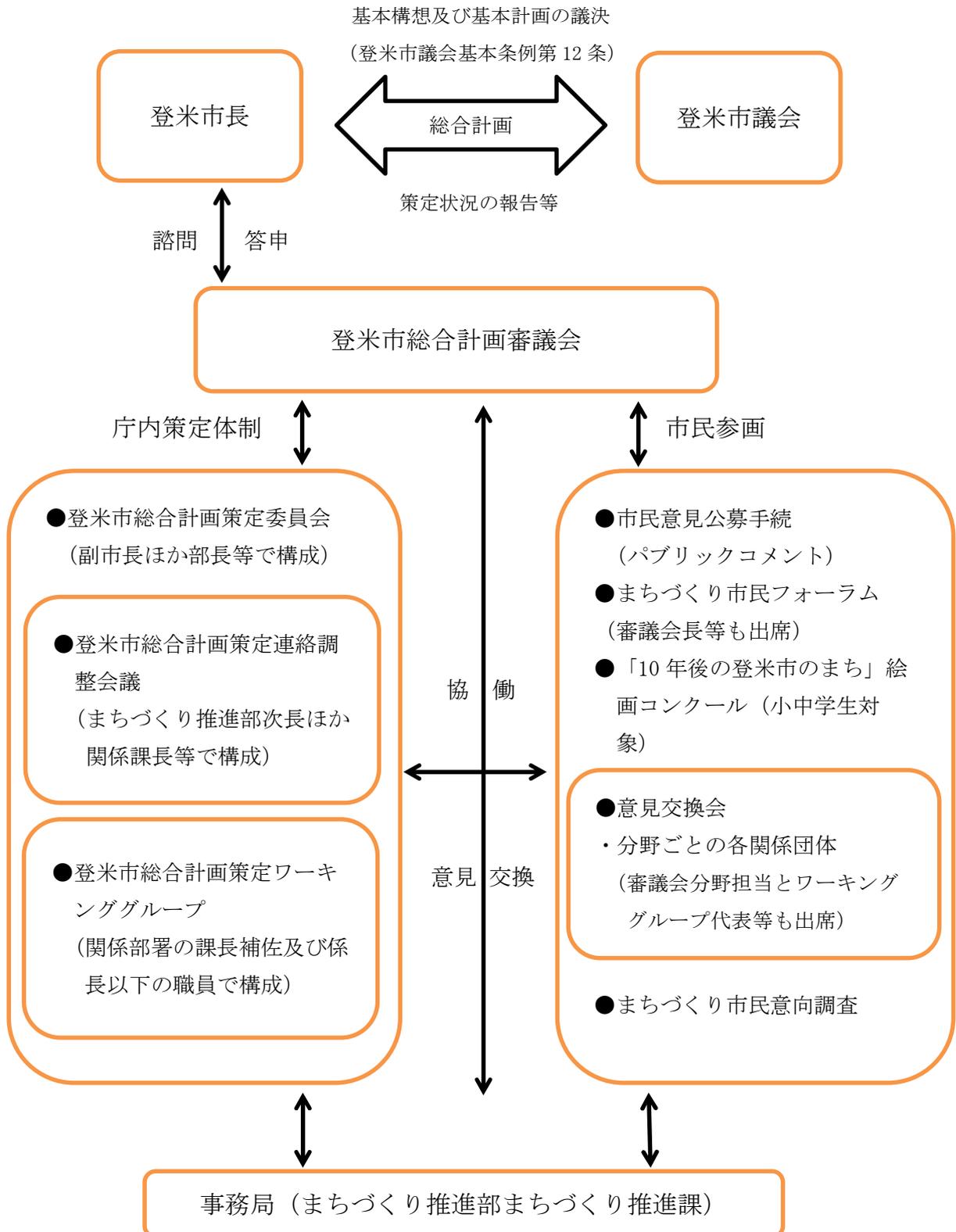
総合計画の策定に当たっては、登米市総合計画審議会に諮問し、調査審議を行います。

また、委員は分野担当制とし、ワーキング委員等とともに、関係団体や市民の意見聴取の際に同席することで、市民の声を活かした計画策定に努めます。

**(4) 市議会における審議**

総合計画における基本構想及び基本計画については、登米市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会の議決を経ることとされています。総合計画の策定状況については、適宜、議会へ報告を行うとともに、登米市総合計画審議会に諮問し、その答申に基づき市議会の議決を経て決定します。

### 第三次登米市総合計画策定体制図



## 5 計画策定スケジュール

令和7年9月議会定例会において、登米市議会基本条例に基づく議決をいただくことを目的に、取り組みを進めていくスケジュールとします。

	令和5年度	令和6年度		令和7年度
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
	24カ月前	18カ月前	12カ月前	6カ月前
議会・全員協議会	● 策定方針説明	● 基本構想案説明	● 基本計画案説明	● (案)説明 ● 議会議決
総合計画審議会	① 諮問	② ③ ④ 基本構想案	⑤ ⑥ 基本計画案	(案)修正 ⑦ ⑧ 答申
市民の参画	⇔ 市民意向調査	⇔ 団体意見交換会	● 「10年後の登米市のまち」 絵画コンクール(小中学生)	⇔ パブリックコメント
策定委員会	① ②	③ ④ ⑤	⑥	
策定連絡調整会議	① ②	③ ④ ⑤	⑥	
策定ワーキンググループ	① ②	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨		
作業工程	⇔ 基本構想(骨格案)	⇔ 基本構想(素案)	⇔ 基本構想(案)	
		⇔ 基本計画(骨格案)	⇔ 基本計画(素案)	⇔ 基本計画(案)
	⇔ 策定支援業務プロポーザル(基礎調査分析、検討原案作成支援など)			